

京都大学学位規程新旧対照表

改正前	改正後
第1条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。	第1条
2 (略)	2
3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。	3 修士の学位を授与するに当たっては、次の区別に従い、専攻分野の名称を付記する。
文学研究科 文学	文学研究科 文学
教育学研究科 教育学	教育学研究科 教育学
法学研究科 法学	法学研究科 法学
経済学研究科 経済学	経済学研究科 経済学
理学研究科 理学	理学研究科 理学
医学研究科 医科学	医学研究科 医科学
人間健康科学	人間健康科学
薬学研究科 薬科学	薬学研究科 薬科学
薬学	薬学
工学研究科 工学	工学研究科 工学
農学研究科 農学	農学研究科 農学
人間・環境学研究科 人間・環境学	人間・環境学研究科 人間・環境学
エネルギー科学研究科 エネルギー科学	エネルギー科学研究科 エネルギー科学
アジア・アフリカ地域研究研究科 地域研究	アジア・アフリカ地域研究研究科 地域研究
情報学研究科 情報学	情報学研究科 情報学
生命科学研究科 生命科学	生命科学研究科 生命科学
<u>総合生存学館</u> <u>総合学術</u>	
地球環境学舎 地球環境学	地球環境学舎 地球環境学
4～7 (略) (後 略)	4～7 (同 左)
	附 則 この規程は、平成28年6月3日から施行する。